

茨城県私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科

「奨学のための給付金」【新入生への早期給付】のご案内

1. 制度の概要【令和3年度入学生がいる世帯への支援】

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、入学時に負担の多い低所得世帯に対し、前倒しの給付（4月～6月相当額）を行います。

2. 給付要件

**4月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。**

**※4月1日以降に家計が急変した世帯に対しては、通常の募集（7月1日が基準日）で給付を行います。**

- 生徒が令和3年4月に新入学したこと。
- **生活保護（生業扶助）世帯、または非課税世帯**で高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）**または、家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯**であること。
- **保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。**  
 県内の高校に在学する生徒で、**保護者が県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。**詳しくは事務室にお問い合わせください。

<非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例>この表に該当しない場合はお問い合わせください。

| 世帯構成 | 2人世帯             | 3人世帯             | 4人世帯             | 5人世帯             | 6人世帯             |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 年収見込 | 1,714,286<br>円未満 | 2,214,286<br>円未満 | 2,714,286<br>円未満 | 3,214,286<br>円未満 | 3,714,286<br>円未満 |

※提出書類を基に家計急変発生後1年間の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の方は算定方法が異なります。

※年収見込計算方法（会社員の方）…直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定致します。）

※災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※収入見込み額には退職金、失業手当は含めないものとする。

○申請上の注意点

- ・新入生に対する早期給付の申請は、給付年額の3か月分（4月から6月分）のみが対象です。**7月以降分を受給するためには、7月以降に改めて通常申請をしていただく必要があります。各提出書類も、改めて御提出いただきます。**
- ・早期給付と通常申請がともに対象となった場合でも、**給付される年額が増えるわけではありません。**
- ・早期給付を申請せず、7月に通常申請をされた場合、年額を一括で、授業料等引落口座に振り込みます（書類に不備等があった場合、遅れる可能性があります。）。

### 3. 給付額（1人あたり）

詳細は、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（私立学校用）を御覧下さい。

| 世帯区分  |  | 課程区分              | 早期給付額<br>(年額の1/4)<br>【A】 | 参考：残額<br>(年額の3/4)<br>【B】 | 参考：年額<br>(A+B)    |
|---|--|-------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|
| 1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等  |  | 全日制<br>定時制<br>通信制 | 1人あたり<br>13,150円         | 1人あたり<br>39,450円         | 1人あたり<br>52,600円  |
| 2 道府県<br>民税所得<br>割額及び<br>市町村民<br>税所得割<br>額の合算<br>額が非課<br>税である<br>世帯(1の<br>場合を除<br>く)に扶養<br>されてい<br>る高校生<br>等(※) | ア 通信制の高等学校等<br>に通う高校生等   | 通信制               | 1人あたり<br>12,525円         | 1人あたり<br>37,575円         | 1人あたり<br>50,100円  |
|   | イ ウに該当する高校生<br>等以外の通信制以外の高<br>等学校等に通う高校生等  | 全日制<br>定時制        | 1人あたり<br>32,400円         | 1人あたり<br>97,200円         | 1人あたり<br>129,600円 |
|   |  | 専攻科               | 1人あたり<br>12,525円         | 1人あたり<br>37,575円         | 1人あたり<br>50,100円  |
|   | ウ 以下に該当する世帯<br>・ 当該世帯に扶養さ<br>れている兄弟姉妹<br>で、2人目以降の通<br>信制以外の高等学校<br>等に通う高校生等<br>・ 当該世帯に扶養さ<br>れている高校生等以<br>外に、15歳(中学<br>生を除く。)以上23<br>歳未満の扶養されて<br>いる兄弟姉妹がいる<br>世帯の通信制以外の<br>高等学校等に通う高<br>校生等 | 全日制<br>定時制        | 1人あたり<br>37,500円         | 1人あたり<br>112,500円        | 1人あたり<br>150,000円 |

### 4. 支給の時期（予定）

申請後1～2か月以降

### 5. 申請方法

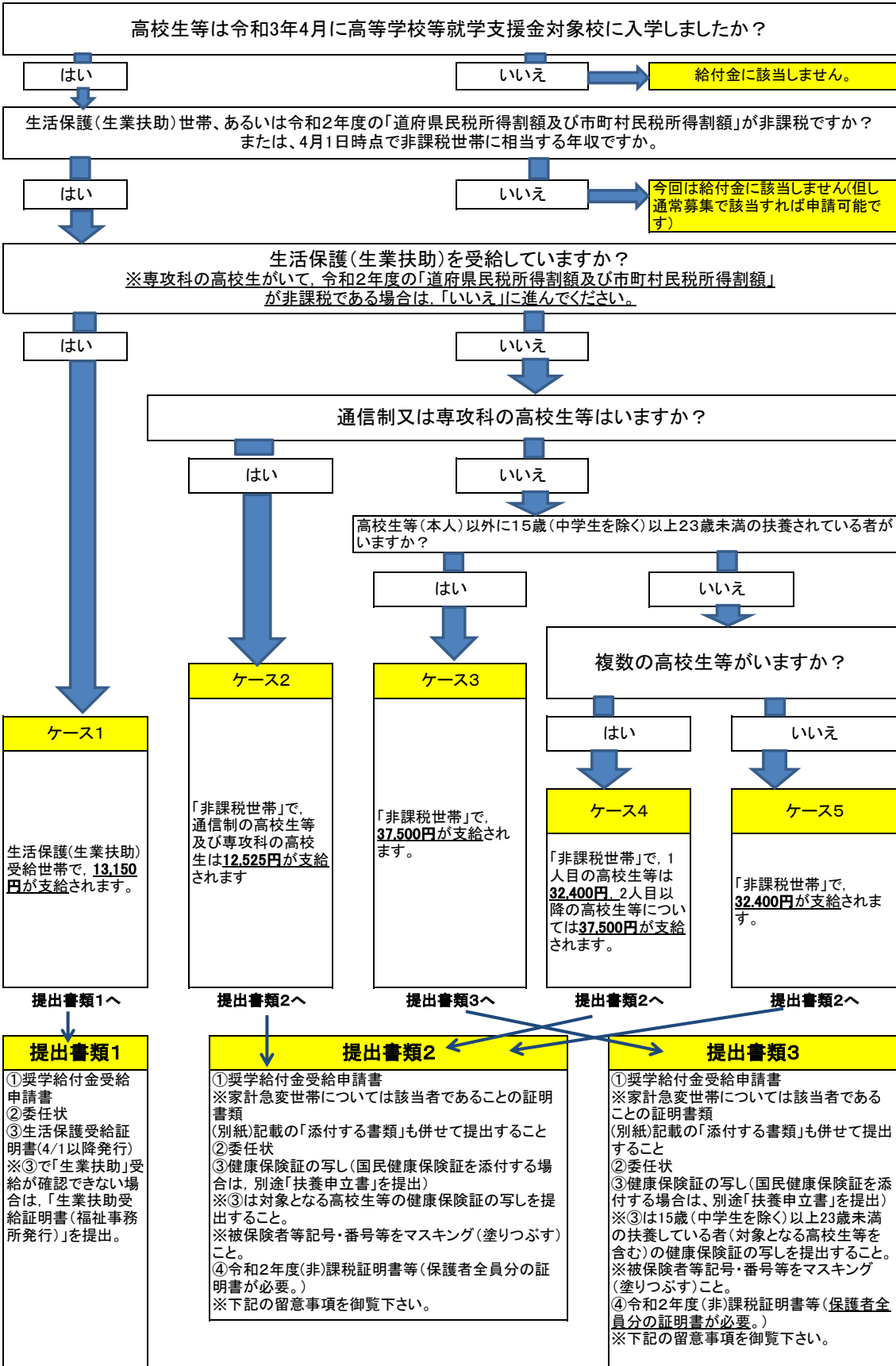
申請書類は、事務室または学校HPにて配布しています。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、必要書類を添付し、**5/26(水)までに**学校へ提出してください。

提出期限を厳守してください。**期限後の申請は受付できません。**

★お問い合わせ先：霞ヶ浦高等学校 事務室【電話】029-887-0013/4755

「奨学のための給付金(新生への早期給付)」対象者及び給付額等確認シート(県内私立高等学校等用)



- 【留意事項】**
- 令和2年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者のどちらか「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
  - 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金は対象外となります。